

【別紙 1 - 1】用語一覧

用語	説明
CMMI	Capability Maturity Model Integration (能力成熟度モデル統合) の略。組織や企業のソフトウェアプロセスの成熟度について評価した指標。
EVM	Earned Value Managementの略。プロジェクトの進捗を定量的に計測し、管理するためのプロジェクト管理手法。コスト、スケジュール、品質等について、計画と実績の差異を測定し、今後の推移を予測することで、プロジェクト完了時のコストや完了までのスケジュールが推定できる。また、コスト超過やスケジュール遅延等を分析することで、プロジェクトの問題点を把握できる。
PJMO	プロジェクト・マネジメント・オフィスの略であり、個別管理組織を指す。各個別システムの最適化を統括・推進する。
PMO	プログラム・マネジメント・オフィスの略であり、省全体管理組織を指す。人事、会計、広報等の関係部局との連携の上、府省内の業務・システムを統括し、最適化を推進する。
SLCP-JCF2007	ソフトウェアを中心としたシステムの開発および取引のための共通フレーム体系 (2007年版) のこと。
その他の機能	フェーズ2システムの業務・システムのうち、以下を指す。 省内情報共有、情報公開、システム共通機能
コンサルティング業者	フェーズ1関連業者及びフェーズ2関連業者から納品される成果物等が最適化計画等の内容に準拠し、システム基盤技術、システム実現方式及びシステム効率化等の観点から最適化の目的を満たすものとなっているかを審査し、分析・助言等を行う業者のこと。
サイト管理者	地方局におけるシステム機器設置場所の管理者
パイロット局	運用テスト工程時に、全国の都道府県労働局の中から1局以上の労働局を選定し、実業務と同様の運用を行うテストを実施する。この選定された労働局のこと。
フェーズ1システム	「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」第一段階において開発され、平成21年度より稼働しているシステム。
フェーズ2システム	フェーズ1システム稼働時に構築されたプログラムに機能を追加し構築するシステム。プログラムはフェーズ1システム上で構築するもの、フェーズ2システム上で構築するものに一時的に区分されるが、平成25年度以降 (フェーズ2本番稼働以降) は全ての機能を統合し、一つのシステムとして稼働する。なお、全体の範囲イメージは、「フェーズ2範囲イメージ図」参照のこと。
一般拠出金	「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、石綿 (アスベスト) 健康被害者の救済費用に充てるため事業主が負担する拠出金のこと。
応札者 (参加表明業者)	本調達へ入札する意思を持ち、厚生労働省が示す入札参加に必要な手続を行った者のこと。
開庁日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」で定められた休日及び12月29日から1月3日までを除いた日。
還付	納付額が徴定額より多く、事業主から還付の申請があった時に、事業主に返還することをいう。
業務・システム最適化指針 (ガイドライン)	平成18年3月31日に各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議にて決定した業務・システムの最適化のための取組についてまとめた指針。 http://www.e-gov.go.jp/doc/scheme.html 参照。
技術参照モデル (TRM) 調査報告書 TRM 活用と技術評価のガイドライン	技術参照モデル (TRM: Technical Reference Model) の概要を説明し、具体的に活用する方法を示した指針。 http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/ea/data/report/r32/index.html 参照。
支援システム	「労働局適用徴収業務支援システム」の略称。労働局における、適用徴収業務、年度更新申請書類管理業務、労働保険事務組合関連業務等を支援する。

【別紙 1-1】用語一覧

充当	納付額が該当する徴定額より多いとき、多い額の分を他の収納不足や収納未済の徴定に対する収納として充当することをいう。
受注者	本調達を受注した設計・開発事業者のこと。
適用徴収機能	フェーズ2システムの業務・システムのうち、以下を指す。 適用促進、適用、徴定、収納、還付、口座振替、債権管理、滞納整理、算定基礎調査、雇用保険印紙、事務組合管理、統計、本省運用
適用徴収電子申請機能	フェーズ2システムの業務・システムのうち、以下を指す。 電子申請、電子納付、届出書等作成支援
労働保険事務組合	中小企業等協同組合法の事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主の団体等が事業主から委託された労働保険の事務処理について厚生労働大臣の認可を受けた場合のその団体等の呼称。
労働保険適用徴収システム設計・開発業者、労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入保守業者、労働保険適用徴収システム運用業者、労働保険適用徴収システムアプリケーション保守業者	労働保険適用徴収システム調達計画書（平成20年2月厚生労働省労働基準局労働保険徴収課作成。）にて記載の調達済受注者。
労働保険適用徴収システム次期ハードウェア・ソフトウェア導入保守業者（仮称）、労働保険適用徴収システム次期運用業者（仮称）及び労働保険適用徴収システム次期アプリケーション保守業者（仮称）	フェーズ2に係るハードウェア・ソフトウェア導入保守業務、運用業務、アプリケーション保守業務の受注者を指す。調達計画については、今後、労働保険適用徴収システム調達計画書（平成20年2月厚生労働省労働基準局労働保険徴収課作成。）を改定することで明記する。